

行政の焦点



には特にメリットが大きいと
思います。

電子申請の推移について

令和3年4月1日から労働基準法関係の申請や届出を電子申請で行う際、今まで要件証明書の添付の省略が認められるようになりました。

近年は「電子申請をやってみたいと思うのだけど」と監督署への問い合わせも徐々に増えてきましたが、そもそも電子署名と電子証明書を省略できると言わってもピンとこない方が大勢いらっしゃるのではないかでしょう。今回は電子申請の手続き簡素化をテーマに話をしてみたいと思います。

そもそも電子申請とは
一言で言ってしまえば、紙

によって行っている申請や届出などの行政手続きについて、インターネットを利用して、

15年に施行された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」ですので、かれこれ15年以上も歴史があることになります。その間の申請等の件数について、労働基準法関係の手続きとして一番オーソドックスな36協定につ

いて見てみると、名古屋北監督署の管内では、平成23年度ごろまでは一桁と二桁を行ったり来たりする程度の件数であったものが、令和2年度についてはこの原稿執筆時点で(令和3年3月下旬)すでに1300件を突破しています。

平成31年度(令和元年度)
の申請件数は500件台でしたので、すでに前年比で2倍以上の増加となっています。

この1年での急激な件数の増加は、間違いなく新型コロナウイルスの感染拡大による影響だと思われます。

この1年での急激な件数の増加は、間違いなく新型コロナウイルスの感染拡大による影響だと思われます。

印鑑を作つて、その印鑑を役所に登録して、登録した役所から「この印鑑は○○社のもので間違いない」という

電子申請の手続き簡素化

自宅や職場のパソコンを使っていつでもできるようにしたものです。メリットとしては24時間いつでも手続きができると、ネットワーク環境下にあればどこからでも手続きができるけど、そしてご自身のパソコンから状況がいつでも確認できることです。監督署の開庁時間にはなかなか来

名は印鑑、電子証明書は印鑑証明書によく例えられます。令和3年4月1日からは36協定などの労働基準法関係の届出を紙で出していただく際にも署名押印は不要になりますが、電子申請についてはこれがちな電子申請ですが、それと足並みをそろえる形での改正がなされたわけです。

アナログな例えになつてしまいますが、令和2年度までは電子申請をしようと思ったら、まずはパソコン上で使えた

e-govのサイト上ではアカウントさえ作つてしまえば、マイページ上で届出書類作成の疑似体験もできるようになっています。なんとなく難しそうだなと思われて敬遠されがちな電子申請ですが、まずは試しにe-govでのアカウント作成と、今お手元にある36協定の情報を入力してみて、電子申請がどのようなものか体験してみてはいかがでしょうか。